

引越し手続はマイナポータルで

マイナンバーカードをお持ちの方は
マイナポータルから転出届・転入予約※を
オンラインで提出できます



※転入予約は、来庁予定の連絡を転入先自治体へ行う機能のことです

マイナポータルから引越し手続を行う 3つのメリット

①転出の際の 外出が不要に



オンラインで転出届を提出できるため、原則、市区町村窓口へ行く必要がありません。

②いつでも 手続ができる



窓口があいている時間を気にせず、祝日や夜間でも、いつでも手続ができます。

③転入時の 手續もスムーズに



引越し先の市区町村へ来庁通知や転入時に必要な手續や持ち物が事前に確認できます。

引越しの際には、ぜひマイナポータルから
「引越し手続オンラインサービス」をご活用ください

※ご利用には別途マイナポータルアプリのダウンロードが必要です

引越し手続オンラインサービス

検索

https://myna.go.jp/html/moving_oss.html



引越し手続オンラインサービスやマイナンバーカード等についてのお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル
0120-95-0178

平日：9時30分から20時00分まで
土日祝：9時30分から17時30分まで(年末年始を除く)

デジタル庁

オンラインで簡単に 手続の流れ

STEP 1

STEP 2

STEP 3

オンラインで
転出届を提出できる

オンラインで
転入予定日等を連絡

対面で
転入届を提出



オンラインで転出届の提出ができるため、引越す前の市区町村窓口への来庁が原則不要です。

引越し時は転入先の市区町村窓口で転入手続が必要ですが、事前に来庁予定の連絡ができます。

窓口で必要な手続や持ち物をマイナポータル上で事前に確認でき、スムーズに転入手続ができます。

必要なのはマイナンバーカードとマイナポータルだけ 準備するものと操作方法

The screenshot shows the 'My Number Portal' interface for 'Move-out Application'. It displays the first step: 'Move-out Date Input' (引越す日の入力). A progress bar indicates Step 1 is completed. Below it, there's a note about the deadline (14 days before moving) and a required field for the move-out date (必選). A dropdown menu for the date is shown, with the year set to 2025, month to February, and day to 17. A note at the bottom states that if moving within 11 days, it's necessary to consult the local government office.

- ① マイナポータルへアクセス
- ② 届出情報等の入力
- ③ 電子署名 & 送信

準備するもの

- ✓ 利用者のマイナンバーカードまたはスマートフォン用電子証明書
- ✓ マイナポータルにアクセスする端末（スマートフォン・PC）
- ✓ 連絡先電話番号
- ✓ 新しい住所

※市区町村窓口から入力内容の不備等による連絡があった場合は、その内容に従って対応してください
※マイナポータルから転出届の提出を行った後は、各種案内に沿って、引越し先の
市区町村窓口で転入届等の手続を行ってください

こんな時に、特に便利です

急な引越しが決まった場合



24時間365日、いつでもオンラインで手続ができるので、仕事終わりや休日などのすき間時間に転出届・転入予約の提出が可能です。

※システムメンテナンス等により利用できない場合もございます

小さなお子様がいるご家庭



自宅からオンラインで、転出届・転入予約の提出ができるため、転出時に窓口に行く必要がなく、転入時の手続もスムーズになります。

※届出内容に不備がある場合等、来庁が必要となる場合があります

よくある質問

Q. マイナポータルから転出届を提出できるのはどんな人ですか。

A. 電子証明書が有効なマイナンバーカードまたはスマホ用電子証明書を搭載したスマートフォンをお持ちの方で、日本国内での引越しをする方が利用できます。

Q. 同一世帯の家族などの届出と一緒にできますか。

A. 同一世帯に属する方であれば、一緒に届出していただくことができます。

Q. 代理人によるマイナポータル経由での転出届の提出はできますか。

A. 委任状が必要となる代理人による手続はできませんが、住民票上、同一世帯の方であれば、世帯員に代わって手續が可能です。

Q. 今後、転出届を提出する場合は、必ずマイナポータルから提出することになるのですか。

A. これまでどおり、窓口での提出や郵送による提出も可能です。